

熊本大学大学院自然科学研究科
研究科長 高島 和希
応用科学研究領域長 里中 忍

熊本大学大学院自然科学研究科は、平成22年度に採択された文部科学省科学技術振興調整費女性研究者養成システム改革加速プログラム「バッファリングによる女性研究者養成の加速（熊本大学）」に基づき、下記の要領で女性教員を公募致します。本公募は、男女雇用機会均等法第8条「女性労働者に係わる処置に関する特例」の規定によるものであることを付言いたします。

記

1. 募集職種・人数 助教1名
(任期5年、審査により再採用可、なお、再採用は2回までとする)
ただし、業績が優れていると認められた場合には、当初より准教授
(任期なし)または教授(任期なし)としての採用もあり得ます。
2. 所属 大学院自然科学研究科産業創造工学専攻 マテリアル工学講座
3. 専門分野 材料科学および材料工学全般に関する分野
4. 職務内容 当該専門分野の研究を推進することに加え、以下の様な職務があります。
 - ・学部の材料工学分野関連の講義・実験・実習
 - ・学部生および大学院生の研究指導
 - ・教養教育の実験・実習
 - ・管理運営および社会貢献に関わる活動
5. 応募資格 応募時点で博士の学位を有する女性研究者で以下の条件を満たす方
 - (1) 博士の学位を取得後、研究者としての経験(PDを含む)を有する方
(本プログラムの規定により博士課程在籍者は採用できません)
 - (2) マテリアル工学の分野における教育と研究に関し、十分な能力と強い意志を持って取り組むことができる方
 - (3) 学部および大学院における教育・研究、および学科の運営に対して十分な能力と熱意がある方
 - (4) 国際的に活躍できる英語でのコミュニケーションと英語による指導又は講義ができる方(海外留学の経験のある方が望ましい)
 - (5) 外国人の場合には、職務の遂行が可能な日本語運用能力を有す方
 - (6) 採用後、重複して他の研究機関・企業等に所属しないこと
 - (7) 本プログラムの規定により本学に在籍している女性教員は、応募できません。但し、本学に在籍している有期雇用職員・個別契約職員の方は、応募可能です。
6. 採用予定日 平成24年度内の出来るだけ早い時期

7. 研究支援 採用された女性教員が国際的に活躍する研究者として育つように物心両面から支援します。メンター教員を配置し、研究面での支援を行うとともに、採用後の2年間は毎年100万円の研究費が補助金または自主経費により措置されます。その他の資金については採用部局の規定に従います。
8. 選考方法 第一次選考：書類審査 平成24年11月下旬（予定）
第二次選考：面接 平成24年12月上旬（予定）
9. 提出書類 (1) 履歴書（市販のもので可。写真を貼付すること。また連絡先に電子メールアドレスも記入すること。なお、男女を問わず、出産、育児、介護に専念（あるいは、従事）した期間について考慮することを希望される場合は、付記してください。）
(2) 業績一覧（査読付専門誌論文、国際会議論文、著書・総説・解説・研究報告、学位論文、特許、受賞歴、研究助成などの取得実績（代表・分担の別を明記すること））
(3) 主要論文（10編まで）の別刷り（コピー可）
(4) これまでの研究の概要（A4用紙に2000字程度）
(5) 今後の研究計画と抱負（A4用紙に1000字程度）
(6) 学生の教育に対する抱負（A4用紙に1000字程度）
(7) 本人についての所見を求め得る方2名の氏名・役職・連絡先・e-mail
10. 書類送付先 〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
熊本大学大学院自然科学研究科産業創造工学専攻 マテリアル工学講座
講座主任 連川 貞弘
応募締切：平成24年11月15日（木曜日） 17:00 必着
（封筒に「教員応募書類」と朱書の上、必ず郵便書留にて送付のこと）
11. 問合せ先 講座主任 連川 貞弘
電話 096-342-3720
e-mail: turekawa@kumamoto-u.ac.jp
12. その他
(1) 応募書類は返却致しません
(2) 書類による一次選考の後、面接による二次選考を行います。二次選考時の旅費等の経費は自己負担とします。
(3) 大学院自然科学研究科と工学部・教育体制については、ホームページ（<http://www.kumamoto-u.ac.jp/>）をご参照下さい。
(4) 応募書類に含まれる個人情報、国立大学法人熊本大学の規定に従い、本人事選考にのみ使用し、他の目的には一切使用しません。
(5) 熊本大学は男女共同参画を推進しています。（詳細はホームページをご覧ください。<http://gender.kumamoto-u.ac.jp/>）選考にあたっては、男女共同参画社会基本法の方針に則り、適正に行います。

以上